



令和8年度 第1回熊本市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画策定委員会資料

第10期くまもとはつらつプラン策定方針（案）について

令和8年（2026年）5月
熊本市 健康福祉局 高齢者支援部

1. 熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは

- 本市では、老人福祉法第20条の8第1項に定める「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条第1項に定める「市町村介護保険事業計画」の2つの計画に健康づくりなどの保健事業も加え、「くまもと はつらつプラン」として、一体的に策定しています。

熊本市高齢者保健福祉計画

- 長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉をいかに構築するかという課題に対して、目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策をまとめたもの。

熊本市介護保険事業計画

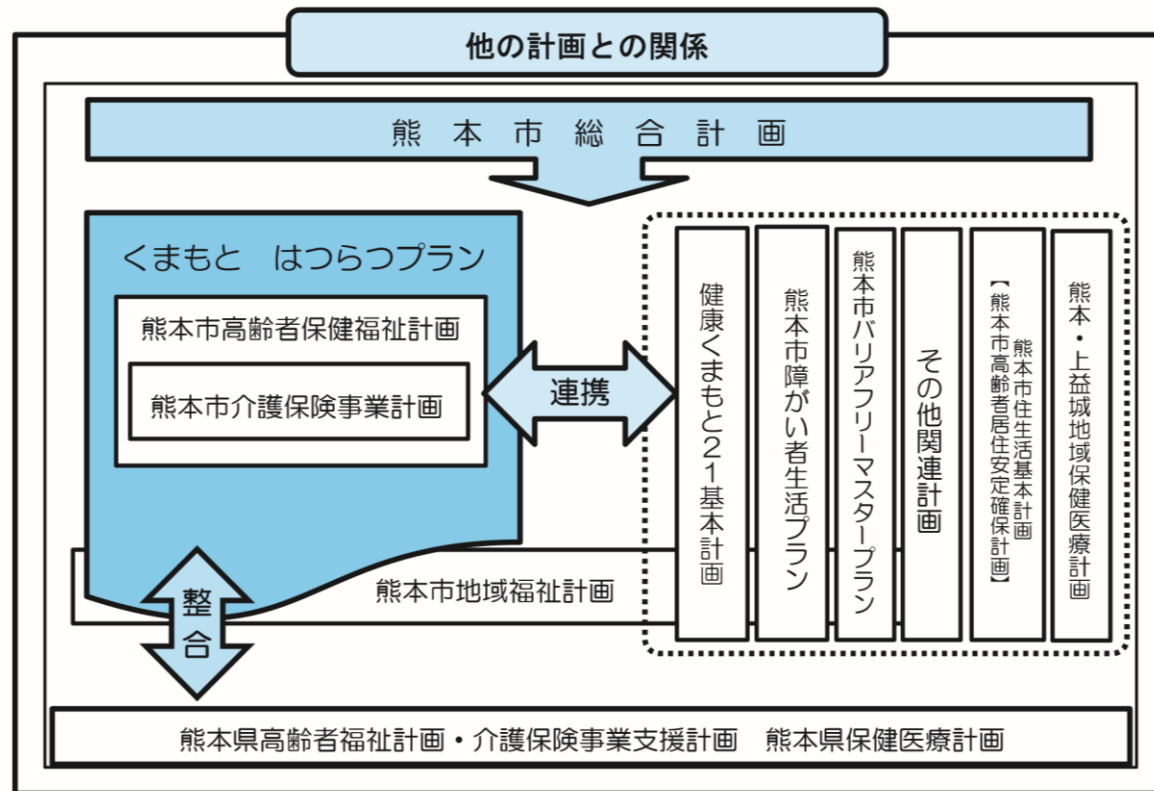
- 介護保険制度を円滑に実施するため、必要なサービスの種類や必要量の見込みを予測して、保険料の設定等を行う。
- 3年間を1期として策定する。

ひとつの計画として策定

熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
（「くまもと はつらつプラン」）

2. 他の計画との関係

- 本計画は、熊本市基本構想に基づき策定された「熊本市総合計画」の分野別計画です。
- 「熊本市地域福祉計画」、「健康くまもと21基本計画」、「熊本・上益城地域保健医療計画」、「熊本市障がい者生活プラン」等関連する諸計画と連携を図るとともに、「熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画」や「熊本県保健医療計画」との整合を図ります。



■計画期間：

令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）

■基本理念：

「一人ひとりの人権が尊重され、お互いに支え合いながら、住み慣れた地域で、健康でいきいきとその人らしく安心して暮らし続けられる社会」の実現

■計画目標：

効果的な健康づくり・介護予防の取組を推進し、要介護・要支援の認定を受ける方の増加を抑えることで、「65歳以上の元気な高齢者の割合」を上昇させることを目標としています。

■成果指標：

65歳以上の元気な高齢者（要介護・要支援の認定を受けていない人）の割合

■検証項目：

8つの施策体系に応じた検証項目を設定しています。詳細はスライド8参照

重点1 効果的な健康づくりと生きがいつくりの推進

いつまでも健康で活躍できる社会の実現を目指し、生きがいつくりを引き続き後押しするとともに、エビデンスに基づいた効果的な健康づくりや介護予防をさらに推進します。

重点2 サービス提供体制強化によるサービスの質の向上

介護人材のさらなる確保に向けた取組を推進するとともに、介護現場等の生産性の向上を推進し、効率性を高め、サービスの質の向上を後押しします。

重点3 住み慣れた地域での在宅生活を支える体制の強化

人生の最期まで住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅生活を支えるサービスの提供体制を強化します。

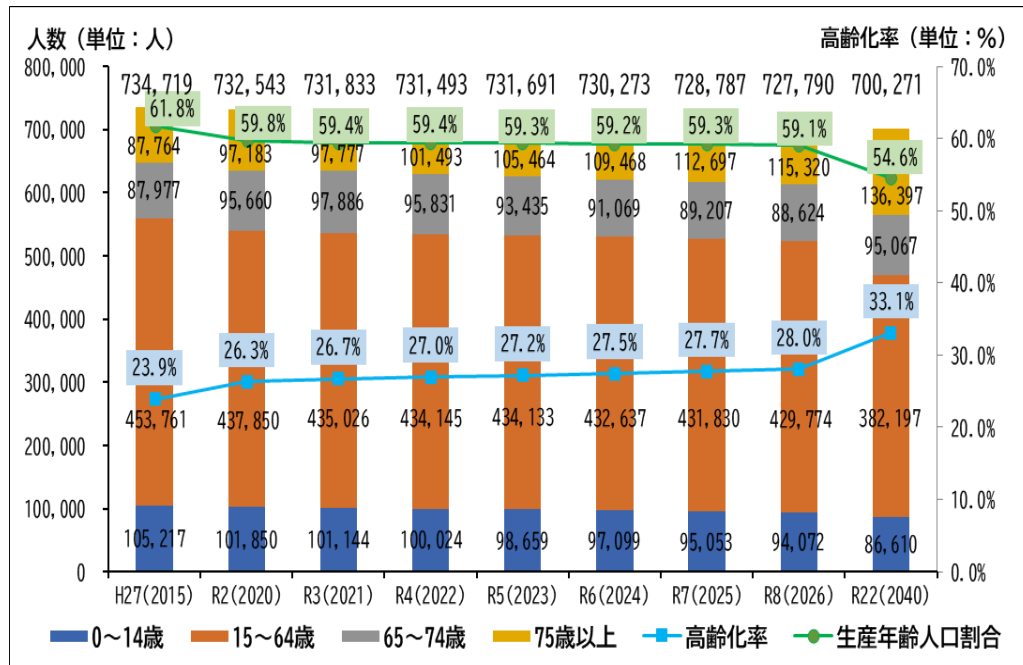
+アフターコロナにおける高齢者の支援

3つの項目に加え、新型コロナウイルス感染症のまん延による課題を踏まえた取組を推進

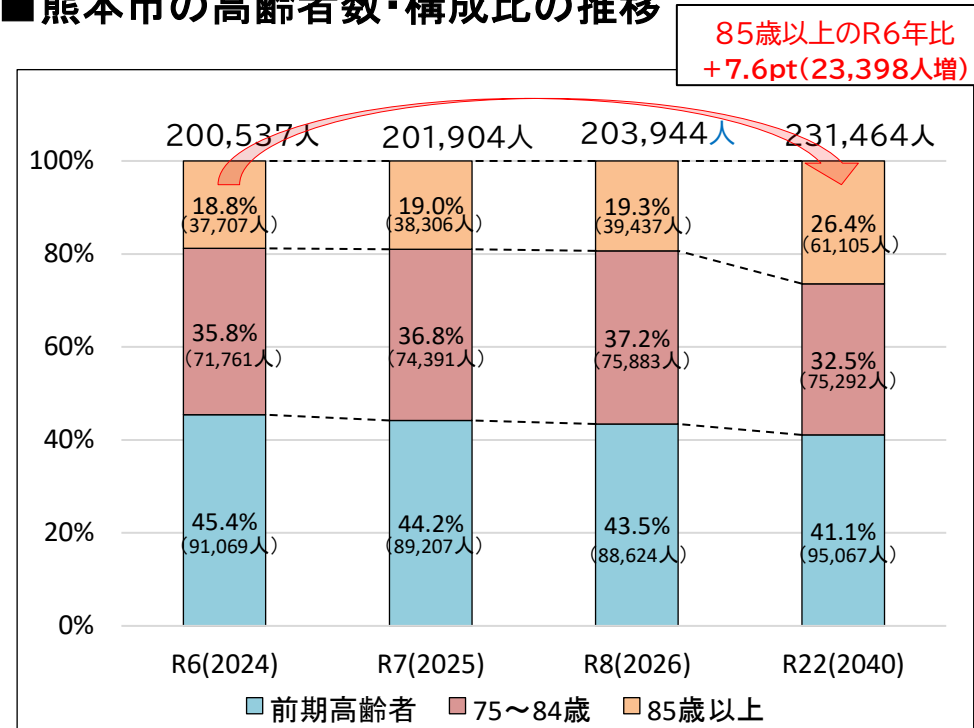
1. 高齢化の状況

- 少子高齢化の進展に伴い、継続的に高齢化率が上昇しています。
- 全ての団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）を迎え、**後期高齢者（特に要介護認定率の高い85歳以上）の割合が増加**しており、引き続き令和22年（2040年）にかけて増加していくことが見込まれています。

■ 熊本市の人口と高齢化率の推移



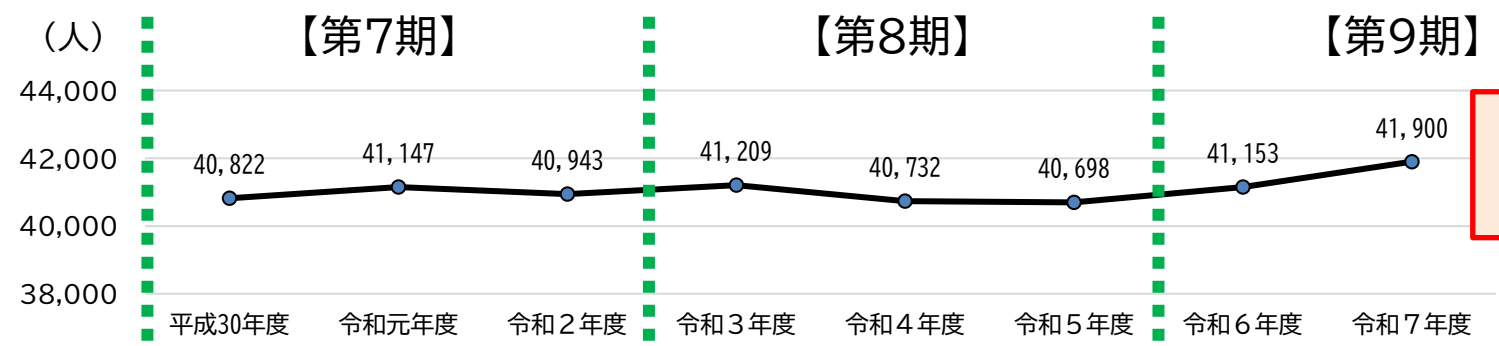
■ 熊本市の高齢者数・構成比の推移



2. 熊本市における介護保険制度の運営状況

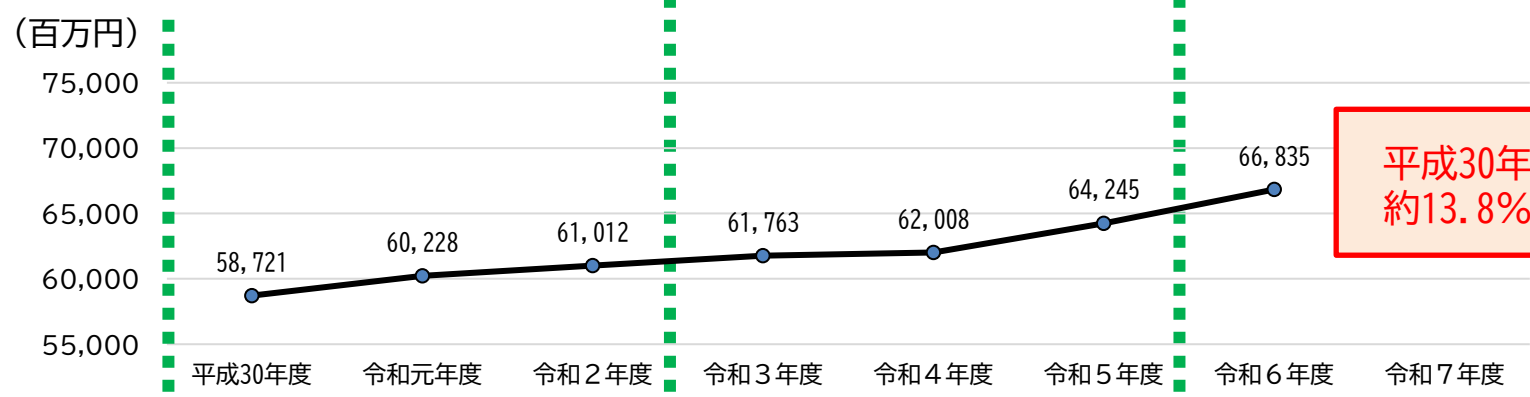
○ 要介護認定者数は平成30年度から横ばい～微増である一方、事業費は逡増しています。

■ 要介護認定者数の推移



平成30年度比
約2.6%増加

■ 事業費の推移



平成30年度比
約13.8%増加

(保険料月額) (6,760円) (6,400円) (6,400円)

1. 成果指標の達成状況

- 元気な高齢者の割合は令和5年度（2023年度）以降、年々低下しています。令和5年度（2023年度）と令和7年度（2025年度）を比較すると、元気な高齢者数は増加しているものの、その増加割合（約0.97%）を要介護認定者数の増加割合（約3.0%）が上回っていることが要因です。
- 令和8年度（2026年度）目標の達成は厳しい見通しであり、介護予防・重度化防止の取組をより一層充実させていく必要があります。

	基準値 令和5年度	実績 令和6年度	実績 令和7年度	目標値 令和8年度
65歳以上の 元気な高齢者の割合※	79.51%	79.43%	79.19%	79.91%
（高齢者の人口）	198,585	200,090	201,317	同数と 仮定 → 201,317
（元気な高齢者数）	157,887	158,937	159,417	×79.91% → 160,873
（要介護認定者数）	40,698	41,153	41,900	×20.09% → 40,444

要介護認定者数
▲約1.5千人が必要

※ 元気な高齢者の割合とは、要介護・要支援の認定を受けていない高齢者の割合です。

※ 令和5年度(2023年度)よりも65歳以上の元気な高齢者が増加することを目指し、効果的な健康づくり・介護予防等に取り組み、要介護・要支援の認定を受ける方の増加を抑え、この割合を令和8年度(2026年度)において推計値から1ポイント改善させることを目標としています。

2. 検証項目の達成状況

- 各検証項目は、目標達成に向けて概ね順調に推移しています。
- 「自宅等で最期を迎えた方の割合」や「成年後見制度の市長申立件数」は、基準値から伸び悩み・減少している状況ですが、「ケアプラン点検率」については前倒しで目標値を達成しています。

	基準値 令和4年度	実績 令和5年度	実績 令和6年度	実績 令和7年度	目標値 令和8年度
地域における通いの場の数	768	811	841	集計中	876
地域におけるインフォーマルサービスの数	510	563	597	集計中	618
自宅や施設等で最期を迎えた方の割合	26.3%	26.3%	26.8%	集計中	30.0%
チームオレンジの数	0	3	6	11	18
成年後見制度における市長申立件数(※)	105	103	98	56	130
高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	42.7%	46.3%(令和5年)※5年毎に調査			51.5%(令和10年)
帳票を活用したケアプラン点検率	24.3%	30.3%	21.0%	59.4%	50.0%
居住系施設の計画的な整備	5,109床	5,198床	5,251床	5,326床	5,534床

※市長申立件数は減少しているものの、制度利用者数は令和4年：1,549人から令和7年：1,615人に増加している

施策1 健康づくりと生きがいづくりの促進

9

基本方針1 効果的な健康づくり・介護予防（フレイル予防）・自立支援の推進

【主な取組実績】

- 日々の健康づくり活動をポイント化し、活動成果によって抽選で賞品が当たる等の仕組みにより、気軽に楽しみながら生活習慣の改善につなげる健康ポイント事業を実施しています。
- 早期からの運動習慣の形成や介護予防イメージの刷新を目指し、プロスポーツチームやリハビリテーション専門職と連携した介護予防プログラム（ロアツソウェルネスプログラム）を実施しました。
- 医療・介護等の多職種が参加する自立支援型地域ケア会議や各種研修会等を通じて、自立支援型ケアマネジメントの普及を図るとともに、市民に向けた介護保険の理念に関する情報発信に取り組みました。

【課題や今後の取組】

- 循環器疾患等対策を推進するため、外部有識者会議を設置し、心疾患や脳血管疾患の発症予防や再発防止策を検討します。
- 令和8年度から、運動のみならず栄養・口腔を含む包括的な健康づくりプログラムにより、継続的な運動習慣等の形成や地域社会への参加につなげる「アクティブライフ応援事業」に取り組みます。
- 「自立支援型ケアプラン作成支援事業」については、モデル区・包括において新規申請者のうち生活機能改善が期待できる方を対象に、効果的な関わりのタイミング、本人や家族への説明資材等の検討・見直しを行います。

施策1 健康づくりと生きがいづくりの促進（つづき）

10

基本方針2 生涯現役で活躍できる場の拡充

【主な取組実績】

- 単位老人クラブへの活動助成を継続するとともに、市老人クラブ連合会と共催でシルバー文化作品展などを開催しました。
- 老人福祉センター・老人憩の家・介護予防支援施設など、高齢者が地域の中で、人との交流を持ちながら学習や趣味活動を行う拠点となる施設を運営するとともに、地域での各種イベントや介護予防活動の場として活用しました。

【課題や今後の取組】

- 老人クラブ数・会員数が減少傾向にある中、市老人クラブ連合会が設置する会員加入増強推進委員会に参加し、クラブ活動の活性化に向けた意見交換を行っています。
- 高齢者の健康増進・介護予防・生きがい創出・外出促進等を図るため、老人福祉センター6施設を多世代型施設へ転換することを検討しています。これまでの高齢者サービスを維持しつつ、多世代交流による新たな付加価値を生み出す施設を目指します。

施策2 多様な主体と連携した生活支援

11

基本方針1 地域における見守り体制の強化

【主な取組実績と今後の取組】

- ▶ 高齢者の「見守り活動に関する協定」を民間事業者7社と締結し、宅食や水道検針時の自宅訪問など普段の業務活動の中で、市と連携しながら見守りを行っていただく体制の構築に取り組んでいます。引き続き、地域の高齢者見守り体制の構築・強化に向けて、地域包括支援センター（以下「ささえりあ」という）における見守り活動に加え、民間企業と連携した見守り体制構築を推進します。

基本方針2 サービスの担い手の発掘・活動維持に向けた支援

【主な取組実績】

- ▶ 市が養成している介護予防サポーターの活動機会促進に向けて、通いの場の運営支援などのニーズを把握し、活動可能なサポーターとのマッチングに取り組みました。

【課題や今後の取組】

- ▶ 介護予防サポーターの活動状況や、通いの場などの支援ニーズ等を把握・分析するとともに、サポーターの活動継続や連携強化に向けた意見交換を行うワークショップを開催し、更なる介護予防サポーターの活躍機会の創出を図ります。
- ▶ 高齢者増加・介護人材減少が進む中、インフォーマルサービスの活用の重要性が高まっていることから、新たなサービスの発掘に取り組むとともに、既存サービスの活用を図るため、ささえりあ等で把握している通いの場やインフォーマルサービス等の地域資源について、一元的な把握と見える化に取り組めます。

施策2 多様な主体と連携した生活支援 (つづき)

12

基本方針3 移動手段の確保

【主な取組実績】

- 民間バス事業者と協力して「サクラマチ高齢者ガイドツアー」を開催し、参加いただいた高齢者にバスの乗り方を説明するとともに、実際にサクラマチまでバスに乗っていただく体験型の公共交通利用促進に取り組みました。

【課題や今後の取組】

- 公共交通のデジタル化（キャッシュレス決済等）が今後も加速していく中、特に高齢者へのデジタル対応支援に取り組んでいきます。

基本方針4 災害時における配慮が必要な高齢者への支援

【主な取組実績】

- 避難行動要支援者制度において作成している個別避難計画については、対象者の心身状況等に応じた優先度を設定し、優先度の高い方から福祉専門職と連携して段階的に作成を進めています。

【課題や今後の取組】

- 避難行動要支援者制度については、防災部門との連携強化により実効性の高い避難支援体制の整備に取り組みます。
- 福祉避難所マニュアルの見直しを進めるとともに、法改正を踏まえた指定拡大に向け関係部局と連携して課題対応策を検討します。

施策3 医療・介護・その他の福祉分野等の連携推進

13

基本方針1 在宅医療・介護の提供体制の構築

【主な取組実績】

- 各区と連携しながら、日常生活圏域の医療・介護関係者との顔の見える連携づくりのため、地域で開催されている多職種連携研修会等へ参加し、現状・課題の把握や情報共有を行いました。
- 市民が必要な時に適切な在宅医療・介護サービスを選択できるよう、市民講演会や在宅医療に関するふれあい出前講座を実施しました。

【課題や今後の取組】

- 今後の在宅医療の需要増加へ対応していくため、訪問診療を行う医師・医療機関を増やすことや、在宅医療提供機関間・在宅医療と介護実施施設間の連携強化に取り組みます。また、高齢者の救急搬送が多いことから、急変時の対応や看取り体制の整備等に取り組みます。

基本方針2 障がいのある高齢者等に対する支援

【主な取組実績】

- ささえりあと障がい者相談支援センターの連携強化に向けて、両センター職員を対象とした研修を開催し、グループワーク等を通じて役割理解・地域課題の共有に取り組みました。

【課題や今後の取組】

- 引き続き、ささえりあと障がい者相談支援センターの連携強化を図るとともに、障がいのある高齢者が介護保険を円滑に利用できる環境整備に取り組みます。

施策3 医療・介護・その他の福祉分野等の連携推進（つづき）

14

基本方針3 在宅の高齢者や家族介護者に対する支援

【主な取組実績】

- 日常生活への支援が必要な高齢者に対して、緊急通報装置の貸し出しや寝具乾燥サービスを行うほか、高齢者を介護する家族への紙おむつ等の支給を行いました。
- 市営住宅の高齢者ケア付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣し、生活相談や安否確認、緊急時の対応等のサービスを提供しました。

【課題や今後の取組】

- 市営住宅の高齢者ケア付住宅は設置から30年以上が経過し、居室に備え付けられた緊急通報装置等が老朽化しています。生活援助員の派遣を含めた今後の高齢者ケア付住宅のあり方について検討を行う必要があります。

施策4 認知症施策の推進

15

基本方針1 認知症バリアフリーの推進

【主な取組実績】

- 認知症の人を支える認知症サポーターの養成講座を地域や学校、民間企業で開催するとともに、各種広報を通じて、市民に対する認知症の正しい理解の浸透に努めました。
- 本人ミーティングを開催し、認知症当事者の意見を取り入れながらピアサポート活動等の施策について意見交換を行いました。
- チームオレンジの取組を推進し、地域での認知症に関する意欲・関心の向上に努めました。地域企業の参画を推進し、認知症であっても安心して生活できる地域づくりに努めました。

【課題や今後の取組】

- 本人の声を尊重し、新しい認知症観を踏まえ、認知症基本法に基づく「熊本市認知症施策推進計画」を第10期はつらつプランと一体的に策定します。
- ※ 「新しい認知症観」とは、「①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。」という、認知症を我がこととして考え、認知症になってもできることがあるという考え方です。
- 認知症サポーターの活動を活性化させるため、活躍する場の創出に取り組みます。
- 本人ミーティングをはじめとしたピアサポート活動の実施や、チームオレンジの推進による地域や企業の認知症への理解促進及び対応力向上に取り組みます。

施策4 認知症施策の推進（つづき）

16

基本方針2 認知症の人とその家族への支援

【主な取組実績】

- ささえりあや認知症地域支援推進員による相談対応のほか、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センターとの連携により、早期診断・対応に取り組みました。
- 運動不足の改善・生活習慣病予防・社会参加が認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、「通いの場」等の普及拡大と参加促進を図っています。

【課題や今後の取組】

- 令和12年（2030年）には高齢者の7人に1人が認知症となる推計がある中、地域住民や関係機関の更なる連携や体制強化に取り組みます。

基本方針3 認知症の人を支えるサービスと対応力の向上

【主な取組実績】

- 認知症コールセンターを始め、ささえりあや認知症地域支援推進員等により、認知症の人やその家族等からの相談に対応しています。

【課題や今後の取組】

- 認知機能に影響をもたらす可能性が示唆されている加齢性難聴を有する高齢者に対して、補聴器購入費の助成を行うことにより、認知症予防やフレイル予防等を支援します。

施策5 高齢者の権利擁護

基本方針1 高齢者虐待の防止と対応

【主な取組実績】

- 養介護施設等従事者に対して、集団指導等の機会を捉え、虐待に関する知識・理解の普及啓発、通報義務の周知を行っています。
- 専門的知識が求められるケースについては、「熊本県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム」のアドバイスを受けながら適切な問題解決につなげました。

【課題や今後の取組】

- 高齢者数の増加や家族の介護負担増大により、高齢者虐待につながるケースの増加も想定されることから、養介護施設等従事者等への普及啓発・通報義務の更なる周知に取り組む必要があります。

基本方針2 成年後見制度等による高齢者の権利擁護

【主な取組実績】

- 第2次熊本市成年後見制度利用促進計画を策定し、権利擁護連絡会・方針会議を設置するとともに、相談機関相互の役割分担の整理や制度外支援を含む成年後見制度の必要性を検討する体制の構築に取り組みました。

【課題や今後の取組】

- 高齢者数の増加に伴い成年後見制度を必要とする方の増加が見込まれることから、引き続き制度の普及啓発に取り組みます。

施策6 高齢者の住まいの確保

18

基本方針1 高齢者が自らに合った住まいを選択できる環境づくり

【主な取組実績】

- 高齢者の家庭内事故を未然に防止し、居住の安定に寄与するため、高齢者が住宅におけるバリアフリー化改修工事を行う際の工事等費用の補助を実施しています。
- 高齢者が持ち家に住み続けることができるよう、介護保険による住宅改修制度や「熊本市高齢者及び障害者住宅改造費助成事業」によるバリアフリー化を含むリフォーム助成制度等に取り組んでいます。
- 高齢者が賃貸住宅において安心して暮らすことができるよう、サービス付き高齢者向け住宅の整備を促進するとともに、定期報告等を通じて管理状況を把握し、指導等による管理の適正化を図りました。

【課題や今後の取組】

- 保証人がいない等の理由により、民間賃貸住宅等への入居を断られるケースが発生しており、高齢者が円滑に民間賃貸住宅等へ入居できる仕組みづくりに取り組めます。
- 「高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金」の周知により、更なる制度利用を推進します。
- 熊本市内の高齢者向け住宅の入居率が高く、低家賃のサービス付き高齢者向け住宅の更なる供給促進のため、普及啓発に努めます。

施策7 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上

19

基本方針1 介護保険制度に係る情報提供の充実

【主な取組実績】

- 介護保険制度や趣旨について、「くまもとの介護保険」や「くまもと介護知得情報」等の印刷物、ホームページ、市政だより、広報ラジオ番組により周知を図っています。
- 要介護（要支援）認定を受けても、介護保険サービスの内容や利用方法が分からずにサービスを利用できないことがないよう、認定申請時に利用方法等について丁寧な説明を行っています。
- 利用者や社会福祉法人に対して、利用者負担軽減制度の周知を図りました。

【課題や今後の取組】

- 介護保険制度の趣旨である自立支援や重度化防止について、更なる周知に取り組みます。
- 「介護サービス情報公表システム」の更なる利用促進に向けた情報発信を行うとともに、社会福祉法人に対し利用者負担軽減制度の申出協力を依頼します。

施策7 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上（つづき）

20

基本方針2 公平・公正な運営の確保

【主な取組実績】

- 介護給付の適正化に向けて、住宅改修の点検や介護給付費請求の医療情報との突合・ケアプラン点検を拡充して実施しました。
- 介護サービスの質の確保や保険給付の適正化を図るため、関係法令に基づき適正な指定事務を行うとともに、事業者を対象とした集団指導・運営指導等を実施し、適切な指導監督を行っています。
- 短期集中予防サービスまたは地域支え合い型サービスのみを利用する場合のケアプラン作成に係る業務負担軽減と利用者の自立支援に向けた目標の明確化を目的として、簡略化した介護予防ケアマネジメント様式を新たに作成しました。

【課題や今後の取組】

- ささえりあにおいては、オンラインストレージサービスを始め、ケアプランデータ連携システムの導入等、ICTの更なる活用を進め、業務負担軽減に取り組みます。

施策7 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上（つづき）

21

基本方針3 介護サービスの質の向上

【主な取組実績と今後の取組】

- 介護サービスの質の向上のため、利用者に対し介護サービスアンケートを実施し、結果をホームページ上で公開しました。
- ケアマネジメントの質の向上のため、自立支援型地域ケア会議での検証・点検並びにリハビリテーション専門職の派遣を通じた事業所への指導や助言を行いました。引き続き、介護サービスの質の向上を図るための各種取組を継続して行っていきます。

基本方針4 介護人材の確保と介護現場の生産性の向上の推進

【主な取組実績】

- 介護現場のイメージアップ・就業促進等に向けて県と協働で「介護の日」のイベントを開催し、介護分野に学生等の参入を促す啓発に取り組みました。
- 有償ボランティアマッチングサイト「スケッター」を運営する株式会社プラスロボと連携協定を締結し、市内介護事業所等の人手不足解消及び高齢者の社会参加拡大に向けた取組を開始しました。

【課題や今後の取組】

- 更なる介護職員等処遇改善加算の取得を促すほか、事業所のニーズ等を把握し、人材の定着促進に向けた取組を実施します。
- 外国人介護人材の採用支援や、「スケッター」の活用を促す周知・広報等、新たな取組を検討し、展開していきます。

施策7 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上（つづき）

22

基本方針5 災害対策等の推進・充実

【主な取組実績】

- 要配慮者利用施設への避難確保計画の作成・訓練実施の勧奨に取り組みました。
- 令和7年（2025年）8月の大雨時には災害情報共有システムを活用し、介護サービス事業所等の被災状況を迅速に把握しました。
- 令和6年度（2024年度）から義務化された感染症発生時や自然災害発生時のBCP（業務継続計画）策定・研修・訓練の実施状況を運営指導時に確認し、必要に応じて指導を行いました。

【課題や今後の取組】

- 感染症・災害発生時においてもサービスを継続するためには事前の備えが重要であることから、集団指導等での周知や運営指導時の確認を継続し、介護事業所のBCP体制の定着を図ります。

施策8 介護サービス基盤等の整備

【現状・課題】

- ▶ 今年度末に第9期の計画数に達する見込みがないサービスについては、その要因等の分析を行い、第10期の整備のあり方を検討する必要があります。

	【A】 第8期末の整備数	【B】 第9期中の 整備目標数	【C:A+B】 第9期末の 整備目標数	【D】 第9期末の 整備見込数	【E:D-C】 第9期 整備 目標数との差
介護保険施設					
介護老人福祉施設(広域型)	2,024床	103床	2,127床	2,090床	-37床
介護老人保健施設	2,021床	0床	2,021床	2,011床	-10床
介護医療院	782床	0床	782床	782床	0床
主な地域密着型サービス事業所					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8か所	2か所	10か所	13か所	3か所
小規模多機能型居宅介護	50か所	2か所	52か所	44か所	-8か所
認知症対応型共同生活介護	1,250床	18床	1,268床	1,205床	-63床
地域密着型特定施設入居者生活介護	20床	0床	20床	10床	-10床
地域密着型介護老人福祉施設	518床		518床	527床	9床
看護小規模多機能型居宅介護	7か所	3か所	10か所	10か所	0か所
居住系の居宅サービス事業所					
特定施設入居者生活介護(介護専用型)	30床	0床	30床	30床	0床
特定施設入居者生活介護(混合型)	1,464床	107床	1,571床	1,555床	-16床
その他の施設					
養護老人ホーム	440床	0床	440床	440床	0床
軽費老人ホーム	697床	0床	697床	697床	0床

1. 第10期計画策定に係る基本事項

■計画期間：令和9年度（2027年度）～令和11年度（2029年度）

■策定手法：①策定委員会の設置（本委員会）

- ・学識者、関係団体、市民公募委員等による熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を設置し、審議・検討を進めます。
（年4回程度開催）
- ・策定委員会に「サービス量の見込みに関する専門委員会」を設置し、専門的事項について集中して審議します。（年3回程度開催）

②関係者との連携・意見交換

- ・計画策定に際しては、介護保険法第116条に基づき国から示される「基本指針」に十分配慮するとともに、同第117条第7項にもとづき、県意見及び幅広い関係機関の意見を聴取します。
- ・また、施設入所待機者解消や介護人材確保等の課題への対応については、関係団体からの意見を踏まえた対応を検討します。
- ・更に、計画策定段階において、適宜、市議会に報告し、意見を求めるとともに、地域説明会やパブリックコメント等、広く市民からの意見を聴取する機会を設けます。

2. 国から提示された「第10期計画に係る基本指針の基本的な考え方」

- 2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じること等も踏まえ、地域の状況に応じた、きめ細かな対応が求められる。
- このような地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、都道府県、市町村、地域の関係者が現状や課題について共通認識をもった上で、介護サービスの提供体制を確保するための方策や目指すべき方向性について、地域の実情に応じて、2040年に向けて地域包括ケアシステムを深化させる必要がある。
- 医療・介護の一層の連携を図り、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための取組等を十分に勘案した上で、具体的な取組や目標を介護保険事業(支援)計画に定めることが重要である。

3. 国から提示された

「第10期計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項」

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業（支援）計画の策定

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討
- 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理
- 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定
- 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築

3. 国から提示された

「第10期計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項」（つづき）

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進
- ② 頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進

4. 熊本市における第10期計画の策定方針

1. 効果的な健康づくりや介護予防、自立支援・重度化防止の取組を検討

- 高齢者の心身の状況や生活実態の把握に基づき、運動・栄養・口腔・社会参加などを包括した健康づくりや、介護予防、自立支援・重度化防止のあり方を検討します。
- 上記の取組のほか、高齢者が多様な活動に主体的に取り組むことで、健康づくりや認知症の予防ができるような環境の整備に向け、関係団体との連携強化について検討します。

2. 高齢者の活躍の場の拡充に向けた取組を検討

- くまもと元気くらぶや地域支え合い型サービス、ふれあい・いきいきサロン等の拡大に向けた取組や各団体が無理のない範囲で活動が継続できるような支援策を検討します。
- 高齢者が年齢にかかわらず、就労・学習・地域活動等、多様な形で社会に参加し生きがいを持って活躍できるよう、機会の創出や支援体制の整備について検討します。

3. 認知症基本法に基づく施策の推進

- 認知症基本法及び国の認知症施策推進基本計画に基づき、本人の声を尊重した「新しい認知症観」を踏まえた認知症施策推進計画を、第10期はつらつプランと一体的に策定します。
- 認知症サポーターやチームオレンジの活躍の場を拡充するとともに、地域における見守り体制構築等に向けて、民間企業を巻き込んだ取組を検討します。

4. 熊本市における第10期計画の策定方針(つづき)

4. 地域包括ケアシステムの深化に向けた医療・介護・福祉等の連携強化を検討

- 在宅生活の継続や虐待をはじめとした課題の解決に向け、医療・介護に加え、福祉等の多分野が一丸となって取り組むことができるよう、専門職同士の連携強化に向けた検討・協議を進めます。

5. 人材の確保や介護の質の向上に向けた取組を検討

- 介護人材の確保につながる介護現場のイメージアップ、就業促進・定着促進等の取組を検討します。
- テクノロジーの活用や事業者間の連携・協働化の推進等による介護現場の生産性向上と、経営基盤の安定化に向けた支援のあり方を検討します。
- 介護サービス事業者の資質向上を、行政や事業者、医療機関等の関係機関が一体となって、推進します。

6. 将来推計人口等を踏まえた持続可能なサービス提供体制の構築を検討

- 熊本市の高齢者の住まいの現状として、約76%が持ち家であること、また、自宅での事故で重症化するケースが多いことから、安心して暮らせる「住まい」の確保に取り組めます。
- 高齢者人口の増加を見据えるとともに、介護事業所を取り巻く経営環境や有料老人ホームの設置状況等を踏まえ、持続可能な介護サービス基盤等の構築を検討します。

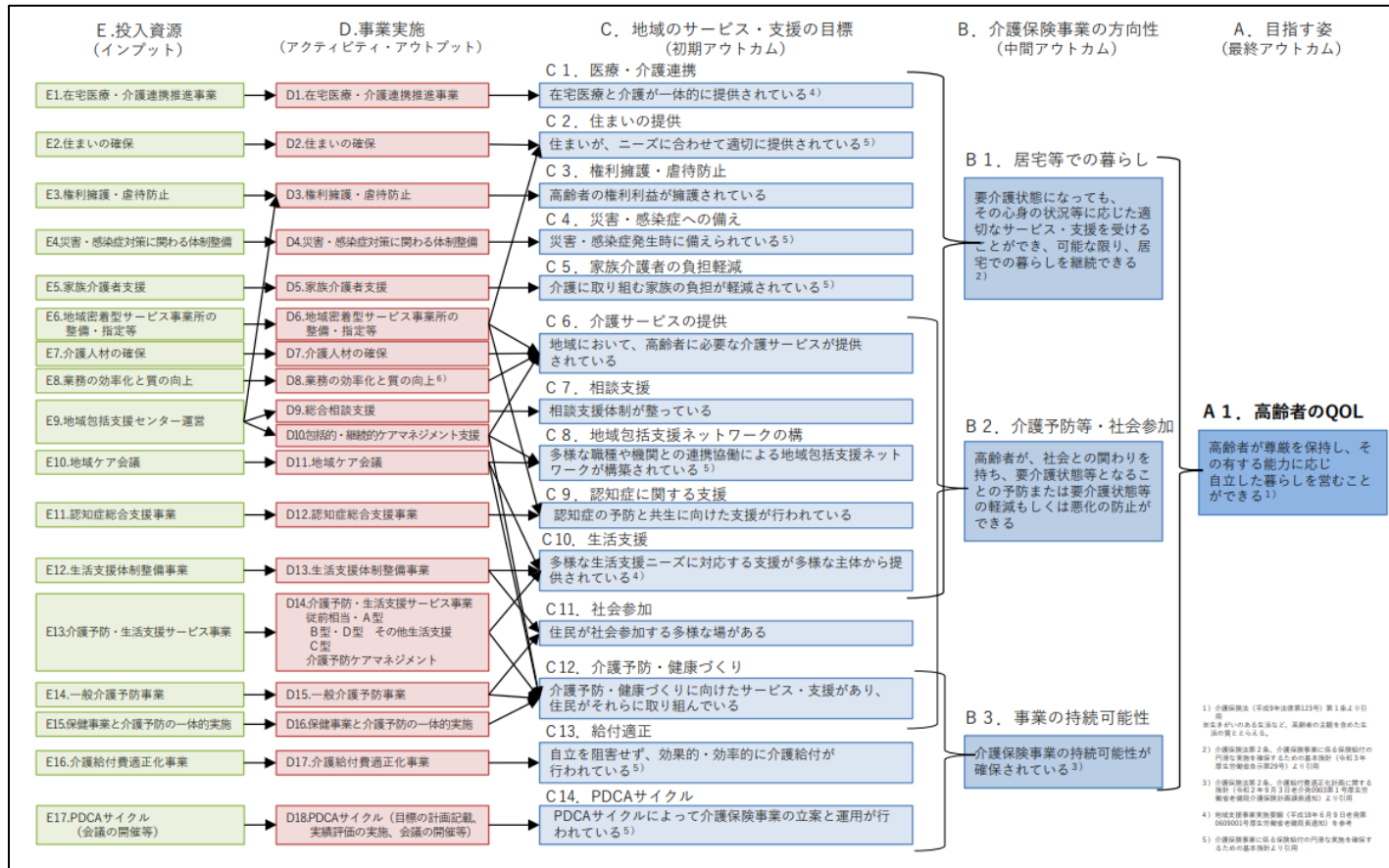
第3章 第10期計画の策定方針

4. 熊本市における第10期計画の策定方針(つづき)

7. ロジックモデルの導入

➤ 施策の目的、取組、成果のつながりを体系的に整理・可視化し、関係者間の共通理解を深めるとともに、事業の実効性や評価の透明性を高めるため、ロジックモデルの導入を検討します。

● 参考「介護保険事業計画におけるロジックモデル活用ガイド」～市町村における介護保険事業に関わる基本ロジックモデル～



5. 第10期策定スケジュール（予定）

	内 容
5月	・第1回策定委員会の開催（第10期計画の策定方針について）
6月	・第1回サービス量の見込みに関する専門委員会（趣旨説明）
7月	・第2回サービス量の見込みに関する専門委員会（第10期における基盤整備について）
9月	・第2回策定委員会の開催（第10期計画の骨子について）
11月	・第3回策定委員会の開催（第10期計画の素案について）→素案の確定
12月	・パブリックコメントの実施
1月	・市民説明会の開催 ・第3回サービス量の見込みに関する専門委員会（第10期のサービス見込み量等について）
2月	・第4回策定委員会の開催（第10期計画について）→計画の確定 ・介護保険条例（保険料分）改正案を議会へ上程
3月	社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会へ報告、計画の策定